

令和 6 年 4 月 9 日

保護者各位

和歌山市立紀之川中学校  
校 長 溝 口 恵 司

## 暴風警報・大雨警報の発表および地震発生と学校の授業について

平素は本校教育のため、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本校では**和歌山市に暴風や大雨・洪水・地震などによる非常事態発生の場合**には、下記のような措置を講じたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

### 1. 暴風警報・大雨警報について（特別警報発表を含む）

#### ◎登校前に警報発表中のとき

○自宅待機とします。

※上記以外に、次の時には自宅待機や臨時休校とする場合があります。

- ・洪水警報が出ていて、地域の状況により危険と判断される場合
- ・警報が出ていなくても、今後警報の発表が予想されたり、地域的に危険が予測される場合
- ・風雨等の被害がひどく、生徒の登校が困難な場合

#### ◎在校中に警報が発表されたとき

○気象状況、交通機関・道路の状況などを判断し、生徒が安全に帰宅できると判断した場合、すみやかに下校させます。

○帰宅させることで危険性が増すと判断した場合はすぐには下校させず、危険性がなくなるまで学校待機とし、安全を確保します。なお、特別警報発表時は学校待機とします。

○留守宅等、個々の家庭状況をふまえ、必要に応じて学校に待機させます。

#### ◎警報が解除されたとき

○解除された時刻により下記の時間帯に登校してください。

- ・ 7 時 30 分までに解除された場合、 8 時 15 分から 8 時 30 分の間で登校
- ・ 8 時 30 分までに解除された場合、 9 時 15 分から 9 時 30 分の間で登校
- ・ 9 時 30 分までに解除された場合、10 時 15 分から 10 時 30 分の間で登校
- ・ 10 時 30 分までに解除された場合、11 時 15 分から 11 時 30 分の間で登校

※警報が解除された場合でも次のようなときは登校させなくて結構です。ただし、早急にその旨を担任までご連絡下さい。

＊各家庭・各地区の被害状況からみて保護者の方が登校困難と判断されたとき。

＊通学道路事情からみて保護者の方が登校困難または危険と判断されたとき。

#### ◎警報が解除されないとき

○警報が午前 10 時 30 分を過ぎても解除されない場合は臨時休校となります。

○午前中授業の場合は午前 9 時 30 分を過ぎても解除されない場合は臨時休校となります。

### 2. 地震発生について

#### ◎登校前に地震が発生したとき

○震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校にします。

※震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表され、危険が予測される場合は臨時休校とします。

#### ◎登校後に地震が発生したとき

○震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、生徒を安全な場所に避難誘導し、情報収集した上で、待機させるか下校させるかを決定します。

### 3. その他

◎ラジオ・テレビの報道により和歌山市内の中学校に対して特別処置が発表されたときは、その指示に従って下さい。（避難勧告、避難指示により中学校が避難所となる場合があります。その場合は臨時休校となります。）

◎朝 6 時の時点で警報が発表されていて、**10 時 30 分までに解除された場合**、給食を申し込んでいる生徒は昼食を用意して登校してください。

◎**始業前に警報が発表されている時は「ぐるりんメール」にてお知らせします。**